

## 令和8年度渡船代行車両運行業務に係る条件付き一般競争入札について

令和8年度渡船代行車両運行業務について、次のとおり条件付き一般競争入札を行うので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の6第1項の規定により公告する。

令和8年2月26日

富山県知事 新田 八朗

### 1 入札に付する事項

- (1) 業務の名称  
令和8年度渡船代行車両運行業務
- (2) 契約期間  
令和8年4月1日から令和9年3月31日まで
- (3) 業務の仕様等  
別紙による。

### 2 入札に参加する者に必要な資格

入札に参加できる者の資格は、次に掲げる条件のすべてを満たすものであること。

- (1) 物品等の調達契約に係る競争入札に参加する者に必要な資格等について（令和6年富山県告示第378号）第1の規定に該当しない者であること。
- (2) 富山県における物品等の調達契約に係る競争入札に参加する者に必要な資格の審査を受けた者であって、開札日の前日までに富山県会計規則（昭和62年富山県規則第17号）第86条第3項の規定による競争入札参加資格者名簿に登載されているものであること。
- (3) 富山県内に本店又は営業所等を有する者であること。ただし、営業所等は、当該営業所等の代表者に見積り、契約等に関する一切の権限が委任されているものに限る。
- (4) 平成31年4月以降に、官公庁（国及び地方公共団体）において、当該業務又は類似の業務を6か月以上にわたり完了した実績を有していること。

### 3 入札参加資格の確認

- (1) 本件入札に参加しようとする者は、入札参加申込書（様式2）及び入札説明書で定める書類を4（2）に掲げる期限までに4（1）に掲げる場所に、持参又は郵便（提出期限までに必着のこと。）で提出し、入札参加資格の確認を受けなければならない。
- (2) 入札参加資格の確認は、入札参加申込書の提出期限の日現在の事実をもって行うものとする。ただし、同日において2の各号に定める入札に参加する者に必要な資格のすべてを満たしている者であっても、開札日時までに必要な資格を満たさなくなった場合は、

入札に参加することができず、既に入札書を提出しているときは、当該者の入札は無効とする。

- (3) 入札参加資格の有無の確認の結果は、一般競争入札参加資格確認結果通知書により、令和8年3月11日(水)までに通知するものとする。この通知において、入札資格の有無が「有」とされた者以外の者は、入札に参加することができない。

#### 4 入札参加申込書及び入札説明書

- (1) 入札参加申込書、入札説明書に定める書類の提出場所及び問合せ先

(この公告に関する事務を担当する室課の名称)

〒930-8501 富山市新総曲輪1番7号

富山県土木部港湾課

電話 076-444-3334 (直通)

- (2) 入札参加申込書及び入札説明書に定める書類の提出期限

令和8年3月6日(金) 午後5時15分

- (3) 入札説明書等の配布

令和8年2月26日(木)以降、入札説明書等を富山県ホームページ「令和8年度渡船代行車両運行業務に係る条件付き一般競争入札の実施について」からダウンロードすること。

#### 5 入札方法及び日時、場所

- (1) 入札方法

出場入札

- (2) 入札・開札日時及び場所

ア 日時 令和8年3月13日(金) 午前10時00分

イ 場所 〒934-0031 射水市奈呉の江7番

富山県富山新港管理局 1階会議室

- (3) 前号の入札の執行にあたっては、入札参加者は、3(3)により入札資格「有」とされた一般競争入札参加資格確認通知書の写しを必ず持参すること。

#### 6 入札保証金に関する事項

免除する。

#### 7 入札の無効に関する事項

次に掲げる入札は、無効とする。

- (1) この公告に示した競争入札に参加する者に必要な資格のない者のした入札  
(2) この公告に示した入札に参加する者に求められる義務を履行しなかった者のした入

札

- (3) その他入札説明書に示した無効の入札の条項に該当する入札

## 8 入札の方法

落札金額は、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額（1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）とするので、入札に参加する者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

## 9 落札者の決定の方法

- (1) 有効な入札書を提出し、かつ、3の書類等の審査の結果この公告及び入札説明書に示した業務を遂行できると富山県が認めた者であって、予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った入札者を落札者とする。
- (2) 落札となるべき同価の入札をした者が2人以上あるときは、直ちに、当該入札者にくじを引かせ、落札者を決定する。この場合において、開札に立ち会わない者又はくじを引かない者があるときは、これに代わって入札執行事務に関係のない職員にくじを引かせ、落札者を決定する。
- (3) 開札の結果、落札となるべき入札をした者がいないときは、直ちに、再度の入札をすることがある。再入札で落札者がいないときは、随意契約に移行する場合がある。

## 10 その他

- (1) 契約の締結にあたっては、契約書を作成するものとする。
- (2) その他詳細は、入札説明書による。
- (3) 議会により当事業の予算が否決された場合は、当事業は中止する。